

平成27年度水質検査計画書

平成27年3月

白井市水道事業

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水質検査の地点、項目及び頻度
 - 図－1 水質検査地点
 - 表－1 水質基準項目（51項目）
 - 表－2 水質管理目標設定項目及びその他の項目（8項目）
4. 臨時の水質検査
5. 水質検査の方法
6. 水質検査計画及び検査結果の公表
7. 水質検査結果の評価
8. 水質検査計画の見直し
9. 関係者との連携

1. 基本方針

白井市水道事業（以下、「市営水道」という。）を利用されている皆様に安全な水道水を供給するため、適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水質検査計画を策定し、その検査結果を公表するものです。

2. 水道事業の概要

(1) 市営水道供給状況

- ① 給水区域 富士及び西白井の全域並びに白井、復、根、木、富塚及び折立の一部区域です。※ただし専用水道を除く。
※千葉ニュータウン区域（当初の計画区域）の水道は千葉県水道局（以下、「県営水道」という。）が給水しています。県営水道の給水区域は、池の上、大山口、けやき台、桜台、笹塚、清水口、大松、七次台、野口、堀込及び南山の全域並びに木、清戸、富塚、十余一、根、復及び谷田の一部区域です。
- ② 計画目標年度 平成30年度
- ③ 計画給水人口 18,200人（平成25年度 17,440人）
- ④ 計画一日最大給水量 5,440m³（平成25年度実績 4,500m³）

(2) 水源の種類、浄水場の名称及び浄水処理方法

市営水道は、水源を印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業（以下、「印旛広域水道」という。）に求め、全量浄水受水として給水を行っています。印旛広域水道では、施設の運転及び管理を県営水道に委託しており、取水は利根川水系利根川となっています。なお、白井市配水場（仮）が建設されるまでの間、水運用計画により市営水道の原水は暫定的に利根川水系江戸川からの取水となっています。

市営水道では、白井市受渡し地点（以下、「受水地点」という。）の水質検査結果を印旛広域水道から提供を受け確認します。

浄水場の名称及び浄水処理方法並びに原水及び浄水の水質状況については、6ページ問合せ先にて確認できます。

3. 水質検査の地点、項目及び頻度

水質検査における採水地点の選定を配水系統毎に実施するため、水質検査地点を3系統の給水栓と定め実施します。

(1) 水質検査地点（図－1）

- | | | |
|---------|----------|------------|
| ① 富士地区 | 富士センター | 白井市富士239-2 |
| ② 白井地区 | 白井ちびっこ広場 | 白井市根60-27 |
| ③ 西白井地区 | 富塚公園 | 白井市西白井2-17 |

(2) 検査の項目及び頻度

水道法第 20 条第 1 項で義務付けられている検査について、次のとおり実施します。

① 毎日検査

色、濁り及び消毒の残留効果の検査を 1 日 1 回行います。

② 水質基準項目（51 項目）

表－1 に示した頻度で検査を行います。

- ・水道法施行規則第 15 条第 1 項のロの規定に基づき、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度については月 1 回行います。
- ・ジェオスミン及び 2－メチルイソボルネオールについては、原水に藻類が繁殖しやすい夏季に月 1 回の頻度で計 3 回行います。
- ・その他の水質基準項目については、給水地点の水質が安定して良好であり、水質基準を十分に満足していることから、年 1 回以上または 3 年に 1 回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目については、安全性や性状を定期的に確認するため検査を年 1 回以上行うこととし、項目ごとに検査頻度を設定しました。

③ 水質管理目標設定項目及びその他の項目（8 項目）

表－2 に示すとおり年 1 回行います。なお、水質管理目標設定項目については、印旛広域水道の水質検査計画を参考に一部項目について検査します。

④ 受水地点における検査

受水地点については印旛広域水道が検査を実施します。詳細は、印旛広域水道の平成 27 年度水質検査計画によります。

図-1 水質検査地点

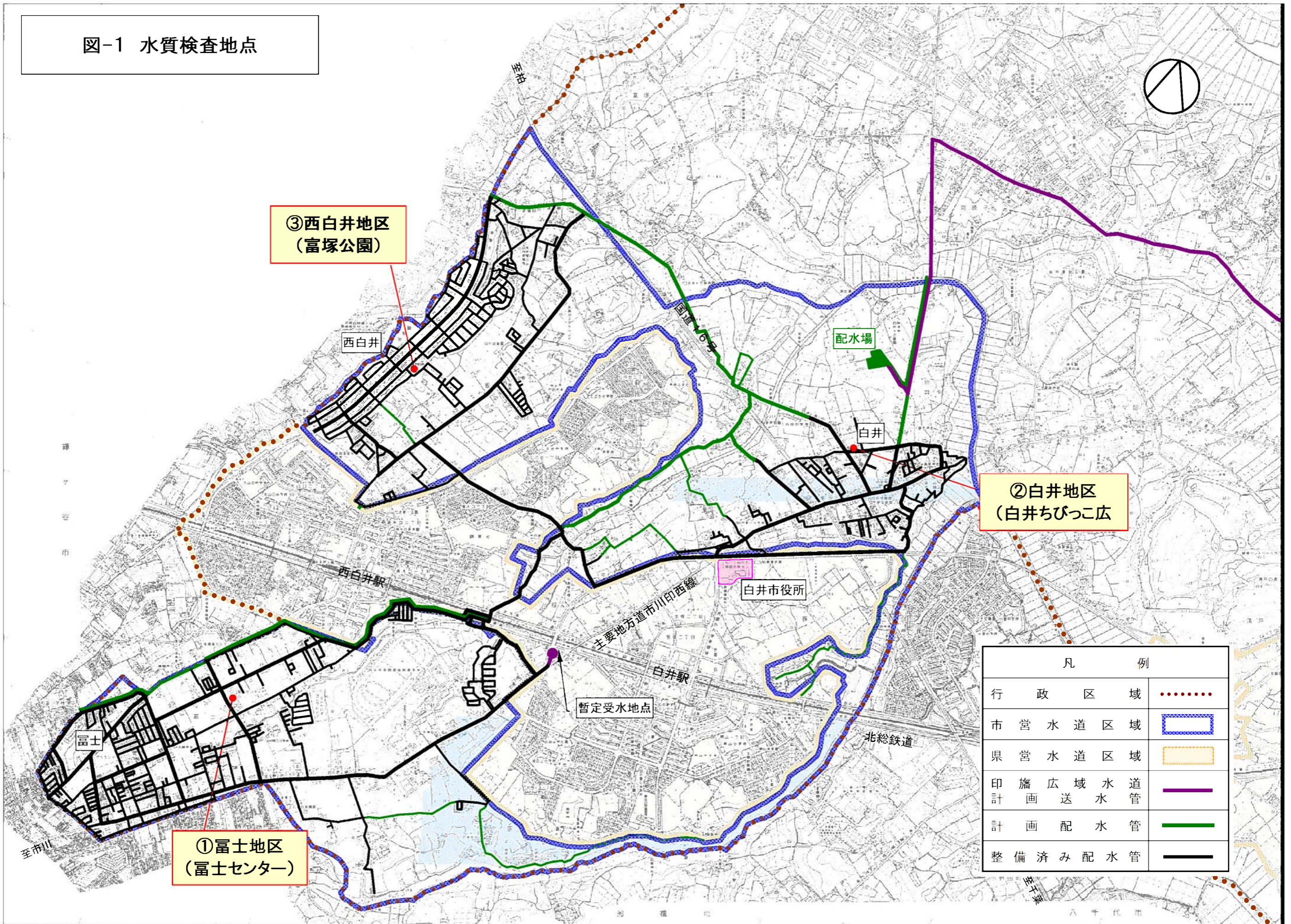


表-1 水質基準項目（51項目）

	項目	基準値	検査頻度	検査の省略検討	H27年度検査頻度	頻度決定理由			
基1	一般細菌	100個/mL	1回/月	省略不可	1回/月	省略不可項目			
基2	大腸菌	検出されないこと							
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L	1回/3ヶ月	①※（過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下の場合→1回/年 1/10以下の場合→1回/3年）	1回/年	過去3年間の結果が基準値の1/10以下だが、一層の安全性確保のため年1回の検査とする			
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L							
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L							
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L							
基7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L							
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/L							
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L					①	1回/3ヶ月	基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 と同頻度 省略不可項目
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L					省略不可		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L					①	1回/年	過去3年間の結果が基準値の1/5を超えたため 過去3年間の結果が基準値の1/5以下のため 過去3年間の結果が基準値の1/10以下だが、一層の安全性確保のため年1回の検査とする
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L							
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L							
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L							
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L							
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L							
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L							
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L							
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L							
基20	ベンゼン	0.01 mg/L							
基21	塩素酸	0.6 mg/L		省略不可	1回/3ヶ月	省略不可項目			
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/L							
基23	クロロホルム	0.06 mg/L							
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L							
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L							
基26	臭素酸	0.01 mg/L							
基27	縦トリハロメタン	0.1 mg/L							
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L							
基29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L							
基30	プロモホルム	0.09 mg/L							
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L	①	1回/年	過去3年間の結果が基準値の1/10以下だが、一層の安全性確保のため年1回の検査とする				
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L		1回/3ヶ月	過去3年間の結果が基準値の1/5を超えたため				
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L		1回/年	過去3年間の結果が基準値の1/10以下だが、一層の安全性確保のため年1回の検査とする				
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L							
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/L							
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L		1回/月	②	1回/月	機器による連続計測を実施していないため		
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L							
基38	塩化物イオン	200 mg/L	1回/3ヶ月	①	1回/3ヶ月	過去3年間の結果が基準値の1/5を超えたため			
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L			1回/年	過去3年間の結果が基準値の1/10以下だが、一層の安全性確保のため年1回の検査とする			
基40	蒸発残留物	500 mg/L							
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L	1回/月	藻類の発生が多い時期	3回/年	藻類の発生が多い夏場（7～9月）に実施する			
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/L							
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L	1回/3ヶ月	①	1回/3ヶ月	過去3年間の結果が基準値の1/5を超えたため			
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L			1回/年	過去3年間の結果が基準値の1/10以下だが、一層の安全性確保のため年1回の検査とする			
基45	フェノール類	0.005 mg/L	1回/月	②※（機器により連続計測している場合→1回/3ヵ月）	1回/月	機器による連続計測を実施していないため			
基46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3 mg/L							
基47	pH値	5.8～8.6							
基48	味	異常でないこと							
基49	臭気	異常でないこと							
基50	色度	5 度							
基51	濁度	2 度							

表－２ 水質管理目標設定項目及びその他の項目（８項目）

	項目	目標値	検査頻度
目3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L	1回/年
目13	シクロアセトニトリル	(暫定) 0.01 mg/L	1回/年
目14	抱水クロラール	(暫定) 0.02 mg/L	1回/年
目23	臭気強度 (TON)	3	1回/年
目27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 ~ 0	1回/年
目28	従属栄養細菌	(暫定) 2000 個/mL	1回/年
他1	クリプトスポリジウム	検出されないこと	1回/年
他2	シアルジア	検出されないこと	1回/年

4. 臨時の水質検査

供給する水道水が下記の理由により水質基準に適合しないおそれがあるとき、水質基準項目を中心に、状況に応じた項目について臨時の水質検査を行います。

- ① 定期検査により水質異常が判明したとき。
- ② 印旛広域水道又は千葉県水政課から水質事故の連絡を受けたとき。
- ③ 給水区域及びその周辺等に消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ⑤ その他必要があると認められるとき。

5. 水質検査の方法

毎日検査は、色及び濁りについては目視で、消毒の残留効果については、比色定量法で市が行います。

水質基準項目、水質管理目標設定項目及びその他の項目の検査は、委託検査機関にて行います。委託先は、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣登録検査機関とし、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、「水質管理目標設定項目の検査方法」及び「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法」により検査を行うことを確認します。また、検体の採取は委託検査機関が行い、自らの検査機関へ搬入した後速やかに検査を行います。

臨時の水質検査についても委託検査機関に依頼し、速やかに検査結果を報告させ、原因究明を行います。検査を行う項目については、状況に応じ、双方協議のうえ決定します。

6. 水質検査計画及び検査結果の公表

公表の方法は、ホームページ掲載及び上下水道課窓口での公表とします。ただし、検査結果（毎日検査）については、上下水道課窓口で公表します。

検査結果（水質基準項目等）については、毎月ホームページを更新し最新の結果を

掲載します。

水質検査計画について、随時皆様のご意見を募集します。

7. 水質検査結果の評価

検査機関の水質分析速報値の結果、異常値が検出された場合は、その情報を速やかに報告させ、原因究明や再検査等の対応を行います。

8. 水質検査計画の見直し

水質基準等の改正を踏まえ、翌年度の水質検査計画の項目や頻度に反映します。

また、皆様からいただいた水質検査計画へのご意見も参考としながら、水質検査計画の見直しの検討を行います。

9. 関係者との連携

水質異常が判明した場合や消化器系感染症が発生した場合には、印旛広域水道、千葉県水政課、千葉県印旛健康福祉センター（印旛保健所）など関係機関と連携し、迅速に対応します。

問合せ先 白井市 環境建設部 上下水道課 維持管理班
〒270-1492 白井市復1 1 2 3
Tel. 047-492-1111（内線 3454、3455）
FAX 047-492-6377
Eメール jouge-suidou@city.shiroi.chiba.jp
ホームページ <http://www.city.shiroi.chiba.jp/>

※ 印旛広域水道の問合せ先

印旛郡市広域市町村圏事務組合 水道企業部 工務課
〒285-0061 佐倉市高崎9 4 8 番地
Tel. 043-486-3307
ホームページ <http://www.catv296.ne.jp/~kouiki-w/>

※ 県営水道の問合せ先

千葉県水道局 船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所
〒270-4342 印西市高花2-1-4
Tel. 0476-46-3514（代表）
ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/>